証券コード：4031

第111期　定時株主総会
招集ご通知

日　　時

2026年６月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時

場　　所

東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町２階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2026年６月25日（木曜日）午後５時30分まで

片倉コープアグリ株式会社

証券コード　4031
2026年６月４日
(電子提供措置の開始日2026年６月３日)

株　主　各　位

東京都千代田区九段北一丁目８番10号
片倉コープアグリ株式会社
代表取締役社長　二　井　英　一

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第111期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに「第111期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（https://www.katakuraco-op.com/ir/news/）
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「片倉コープアグリ」又は証券コード「4031」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

**　後記（４頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧のうえ、2026年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

■書面（郵送）による議決権の行使

**　議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時（午前９時から受付開始）

2．場　　所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館　ベルサール神保町　２階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第111期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第111期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）ご送付している書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・「連結注記表」
・「個別注記表」

（2）インターネットと書面（郵送）による手続の双方で議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

（3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

（4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項及び交付書面に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

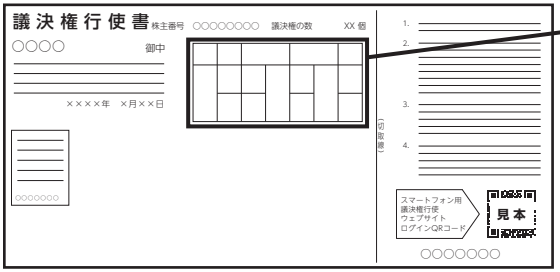
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

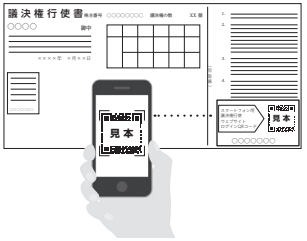
・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。郵送の際は、同封の記載面保護シートをご利用ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

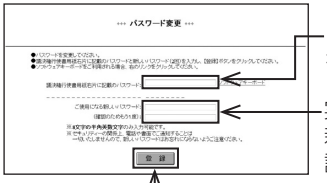
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　年末年始を除く9:00～21:00)

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、中長期成長戦略に伴う構造改革費用を計上したことにより純損失に至りましたが、継続的な配当は企業として重要な責務であり、また、株主の皆様のご支援、ご期待にお答えしたく、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたしたいと存じます。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は180,317,540円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役９名選任の件

現取締役全員（８名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
また、取締役髙橋正臣氏は、2026年３月31日付で辞任により退任いたしました。
つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次の通りであります。

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	二井英一（ふたい ひでかず） (1962年11月29日生) 再任 〔取締役会出席回数〕 12回／12回	1987年４月　丸紅株式会社入社 2011年４月　同社無機・農業化学品部長 2014年４月　同社化学品部門長補佐兼無機･農業化学品部長 2015年４月　同社素材グループ企画部長 2016年10月　同社参与農業化学品本部副本部長 2017年４月　同社執行役員農業化学品本部副本部長 2017年６月　当社取締役 2018年４月　丸紅株式会社執行役員アグリインプット事業本部副本部長 2021年４月　同社常務執行役員アグリ事業本部長 2024年５月　当社顧問 2024年６月　当社代表取締役社長（至現在）	3,169株
	（取締役候補者とした理由） 二井英一氏は、丸紅株式会社において常務執行役員アグリ事業本部長等を歴任し、商社の多角的な事業活動の豊富な経験と高度な知識や、企業経営における幅広い経験と知識を有しております。また、2017年６月から2023年６月まで当社の社外取締役、2024年6月からは当社代表取締役社長を歴任しており、当社の取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	髙橋 正臣（たかはし まさおみ） (1970年３月18日生) **新任**	1992年４月　全国農業協同組合連合会入会 2015年３月　コープケミカル株式会社　出向 2015年10月　当社　出向 2017年４月　全国農業協同組合連合会関東営農資材事業所長 2019年４月　同会耕種資材部肥料課長 2021年８月　同会耕種資材部次長 2023年８月　同会耕種資材部長 2024年６月　当社取締役 2026年４月　当社顧問（至現在）	0株
	（取締役候補者とした理由） 髙橋正臣氏は、当社の主要な取引先である全国農業協同組合連合会耕種資材部長の要職を歴任し、肥料事業における豊富な業務経験と高度な専門知識を有しております。同氏は、2024年６月から2026年３月まで当社の取締役（非常勤）を務めており、豊富な経験に基づく実践的な視点から事業の基盤強化に向けて、当社の取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	一條龍男（いちじょうたつお） (1967年12月12日生) **再任** 〔取締役会出席回数〕 12回／12回	1990年４月　当社入社 2010年４月　肥料業務部部長補佐 2011年４月　北海道支店次長 2014年４月　経営企画室長兼総務人事部次長 2015年10月　肥料業務部長 2018年４月　肥料本部副本部長 2019年６月　取締役執行役員 肥料本部長（至現在） 2021年６月　取締役常務執行役員（至現在） 2024年６月　海外事業部管掌 リスク・コンプライアンス室管掌（至現在） 2026年４月　北海道エリア支配人（至現在）	5,800株
	（取締役候補者とした理由） 一條龍男氏は、当社北海道支店次長、経営企画室長及び肥料業務部長を歴任し、肥料業務に深くかかわり、豊富な業務経験と高度な専門知識を有し、現在では取締役常務執行役員肥料本部長を務めております。同氏は、豊富な経験に基づく実践的な視点から事業の基礎強化に向けて、当社の取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	すぎ もと しん 杉本　真 (1966年1月5日生) **再任** 〔取締役会出席回数〕 12回／12回	1989年４月　農林中央金庫入庫 2003年７月　同金庫開発投資部部長代理 2005年２月　同金庫ニューヨーク支店長代理 2009年10月　同金庫債券投資部部長代理 2011年７月　同金庫営業第三部副部長 2015年７月　同金庫営業第四部主任考査役 2017年７月　同金庫シンガポール支店長 2020年６月　当社取締役執行役員（至現在） 業務システム室管掌 財経本部長（至現在） 2024年６月　化学品本部管掌（至現在）	5,548株
	（取締役候補者とした理由） 杉本真氏は、当社の主要な取引銀行である農林中央金庫のシンガポール支店長等を歴任し、金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有し、現在では当社取締役執行役員財経本部長を務めております。同氏は豊富な経験に基づく実践的な視点から事業の基盤強化に向けて、当社の取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	すみ だ あき こ 住田明子 (1968年11月3日生) **新任** **社外**	1994年４月　全国農業協同組合連合会入会 2018年４月　同会営業開発部営業企画課長 2021年４月　同会耕種資材部農薬課長 2022年４月　同会耕種資材部次長 2023年６月　ZMクロッププロテクション株式会社代表取締役社長 2026年４月　全国農業協同組合連合会耕種資材部長（至現在） （重要な兼職の状況） 全国農業協同組合連合会耕種資材部長	０株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 住田明子氏は、当社の主要な取引先である全国農業協同組合連合会耕種資材部長の要職にあり、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行を行ううえで、同氏の助言や参考意見を活かせることが期待できます。そのため、当社の社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	小田（お だ）孝治（たか はる） (1968年４月25日生) **再任** **社外** 〔取締役会出席回数〕 12回／12回	1991年４月　丸紅株式会社入社 2009年４月　同社基礎化学品部石油化学第一課長 2016年10月　同社欧米事業部副部長 2018年４月　同社アグリインプット事業部副部長 2019年４月　HELENA AGRI－ENTERPRISES，LLC（米国） 社長補佐兼取締役 2022年４月　丸紅株式会社アグリ事業本部副本部長 2023年６月　当社取締役（至現在） 2024年４月　丸紅株式会社執行役員アグリ事業本部長 2025年４月　同社執行役員食料・アグリ部門長代行(至現在) （重要な兼職の状況） 丸紅株式会社執行役員食料・アグリ部門長代行	０株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 小田孝治氏は、丸紅株式会社執行役員食料・アグリ部門長代行として、総合商社における農業化学品部門の豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言など、当社経営に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	佐野（さの）公哉（きみや） (1955年3月8日生) **再任** **独立** **社外** 〔取締役会出席回数〕 12回／12回	1977年４月　片倉工業株式会社入社 2008年１月　同社総務部長 2010年１月　同社小売事業部長 2010年３月　同社執行役員小売事業部長 2011年２月　同社執行役員経理部長 2013年３月　同社常務取締役経理部長 2014年12月　同社常務取締役 2015年３月　同社代表取締役社長 2017年６月　当社取締役（至現在） 2019年３月　片倉工業株式会社代表取締役会長 2020年３月　同社取締役会長 2024年３月　同社相談役 2026年３月　同社顧問（至現在） （重要な兼職の状況） 片倉工業株式会社顧問	1,020株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 佐野公哉氏は、片倉工業株式会社で取締役会長等を歴任しておりました。大会社の経営者の経験を活かし、見識ある立場からの助言や外部からの経営に対する監督機能など当社経営に多面的に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。同氏は片倉工業株式会社顧問の任についておりますが、取引関係の規模、性質に照らし合わせると当社への過大な影響はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。		

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏名
(生年月日)
選任区分</th><th>略歴、当社における地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>木村（きむら）　武（たけし）
(1953年11月５日生)
再任　独立　社外
〔取締役会出席回数〕
12回／12回</td><td>1979年４月　農林水産省入省
1995年８月　同省野菜・茶業試験場環境部土壌肥料研究室長
2007年４月　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター研究管理監
2012年４月　同機構本部震災復興研究統括監
2014年４月　全国農業協同組合連合会肥料農薬部技術対策課技術主管
2019年５月　一般社団法人日本土壌肥料学会常務理事（至現在）
2021年６月　当社取締役（至現在）

（重要な兼職の状況）
一般社団法人日本土壌肥料学会常務理事</td><td>０株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）
木村武氏は、日本土壌肥料学会の常務理事として、土壌肥料事業に深くかかわり、豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言など、当社経営に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
また、同氏は当社の主要取引先である全国農業協同組合連合会の肥料農薬部技術対策課技術主管を務め、2019年３月に同会を退職し７年経過しており、同会の意向に影響される立場にないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏名
(生年月日)
選任区分</th><th>略歴、当社における地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>加藤貴子
(1976年1月8日生)
再任 独立 社外
〔取締役会出席回数〕
10回／10回</td><td>2012年９月　司法試験合格
2013年12月　弁護士登録
増田法律事務所入所（至現在）
2014年４月　明治大学法科大学院補助講師
2019年２月　司法研修所民事弁護教官室所付
2022年５月　原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与（至現在）
2025年６月　当社取締役（至現在）

（重要な兼職の状況）
増田法律事務所弁護士</td><td>０株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）
加藤貴子氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
また、同氏は増田法律事務所弁護士の任についておりますが、当社と取引関係はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。</td></tr>
</table>

（注）１．候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
２．住田明子、小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子の５氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、佐野公哉、木村武及び加藤貴子の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．住田明子氏は当社の特定関係事業者である全国農業協同組合連合会の業務執行者であります。

5．社外取締役候補者に関する特記事項は以下の通りであります。

(1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

小田孝治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年になります。

佐野公哉氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって９年になります。

木村武氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年になります。

加藤貴子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年になります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子の４氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、４氏の再任が承認された場合は４氏との当該契約を継続する予定であります。また、住田明子氏の選任が承認された場合は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(3) 住田明子、小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子氏の５氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

(4) 住田明子、小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子氏の５氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。

(5) 小田孝治、佐野公哉及び加藤貴子の３氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

(6) 住田明子、小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子氏の５氏は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

(7) 小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子の４氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

6．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

参考； 第２号議案が承認された場合の取締役のスキルマトリックス

取　締　役	企業経営	財務・会計	法務・CSR	業界の知見（農業）	業界の知見（化学品）	生産技術・研究開発	営業・調達	公的機関
二井　英一	○			○	○		○	
髙橋　正臣	○			○			○	
一條　龍男	○		○	○		○	○	
杉本　　真	○	○	○					
住田　明子 社外	○			○			○	
小田　孝治 社外				○	○		○	
佐野　公哉 社外 独立	○	○	○				○	
木村　　武 社外 独立				○		○		○
加藤　貴子 社外 独立			○					○

※上記一覧表は、各候補者が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任されます橘田安正氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規の定めに従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

氏　名	略　歴
橘田（きった）　安正（やすまさ）	2021年６月　代表取締役常務執行役員（至現在）

以　上

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは中長期成長戦略（2025年８月公表）に基づき、事業基盤の強化及び収益力の向上に向けた取り組みを進めております。

肥料事業においては、生産体制の最適化及び生産品目の見直しを進めるとともに、バイオスティミュラント分野への展開や、近赤外分光法やAIを活用した新たな分析技術に基づく土壌診断サービスの開始等により、農業ソリューション型事業への転換を推進いたしました。

化学品事業においては、化粧品原料分野を中心に高付加価値製品の拡販に取り組むとともに、アジア及び欧州向けの販売強化を図りました。加えて、環境対応素材をはじめとする機能性材料の展開を進めました。

不動産事業においては、2025年８月に賃貸用ビル「KCA SHIBUYA bldg.」が竣工し、安定収益基盤の拡充に寄与いたしました。

一方、当社グループは中長期成長戦略に基づき、肥料の生産拠点再編及び生産品目集約等の構造改革を推進しており、当連結会計年度において、構造改革費用として1,980百万円を計上いたしました。

以上の事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は42,651百万円、営業利益504百万円、経常利益371百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,227百万円となりました。

（単位：百万円、未満切捨）

区分	当年度	前年度	増減	増減率
売上高	42,651	41,369	1,282	3.1%
営業利益	504	650	△145	△22.4%
経常利益	371	672	△300	△44.7%
親会社株主に帰属する当期純利益（△は損失）	△1,227	350	△1,577	－

【参考】中長期成長戦略との増減

（単位：百万円、未満切捨）

区分	2026年３月期		増減
	実績	計画	
売上高	42,651	45,000	△2,348
営業利益	504	450	54
経常利益	371	240	131
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,227	△2,000	772

売上高は肥料販売数量の計画未達等により計画を下回ったものの、営業利益及び経常利益は、渋谷ビルの早期収益化に加え、肥料事業の原価改善等により計画を上回りました。

また、親会社株主に帰属する当期純損失は、構造改革費用に係る引当金が想定を下回ったことから、計画に対し縮小しました。

事業別の概況

各セグメント別の概況は以下の通りです。

当連結会計年度より、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、これまで「その他」の区分に含めていた海外事業、農産物及び物資その他、プラント等の設計及び施工、運送業務等の各事業等を、それらを所管する「肥料」及び「化学品」の各セグメントに組み替えて表示しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、見直し後のセグメント区分に基づいて作成したものを記載しております。

イ．肥料事業

肥料事業は、販売数量の増加に加え、原料価格高騰に伴う６月及び11月の肥料価格改定により、売上高35,164百万円（前期比4.4％増）となりました。利益面においては、価格改定前に調達した原料及び製品在庫に係る増益要因があったものの、システム関連費用の増加及び棚卸資産の評価に係る影響等により、セグメント利益は６百万円（前期比79.0％減）となりました。

ロ．化学品事業

化学品事業は、リン酸及び飼料用リン酸カルシウムの販売数量が減少したこと等により、売上高7,677百万円（前期比1.5％減）、セグメント利益369百万円（前期比46.7％減）となりました。

ハ．不動産事業

不動産事業は、「KCA SHIBUYA bldg.」の運用開始に伴い、売上高569百万円（前期比85.2％増）、セグメント利益184百万円（前期はセグメント損失５百万円）となりました。

ニ．その他の事業

その他の事業は、連結子会社における水産エキスの販売価格の改定等により、売上高376百万円（前期比1.0％増）、利益面においては原価率の上昇等により、セグメント利益21百万円（前期比17.4％減）となりました。

事業別売上高

事業	第111期（2026年３月期）		前期比増減率
	金額	構成比	
	百万円	%	%
肥料	35,164	82.4	4.4
化学品	7,677	18.0	△1.5
不動産	569	1.3	85.2
その他	376	0.9	1.0
調整額（セグメント間取引）	△1,136	△2.6	―
合計	42,651	100.0	3.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,266百万円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

なお、当連結会計年度における設備資金等及び運転資金等の必要資金は自己資金及び借入金により賄いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第108期 2023年３月期	第109期 2024年３月期	第110期 2025年３月期	第111期（当期） 2026年３月期
売　　上　　高	51,031	41,233	41,369	42,651
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	2,172	△630	350	△1,227
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	242.50円	△70.37円	39.09円	△136.99円
総　　資　　産	49,393	48,646	50,094	48,938
純　　資　　産	24,832	23,553	23,865	22,966
１株当たり純資産額	2,765.88円	2,621.83円	2,658.36円	2,558.31円

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	当社の出資比率	主　要　な　事　業　内　容
	百万円	%	
大日本産肥株式会社	305	100	肥料の製造・販売
株式会社カタクラフーズ	200	100	食品の製造・販売
ＫＣＡ　Ｌ＆Ｅ株式会社	90	100	化学工業品の販売、運送及び請負作業 プラント、機械、電気設備等の設計及び施工
株式会社アグリドック	60	100	肥料の製造・販売及び農産物の販売
コープ朝日興産株式会社	16	100	請負作業
宮古カルサイン株式会社	20	60	鉱物の焼成・販売

（注）2025年４月１日付で、コープ商事物流株式会社とコープエンジニアリング株式会社が合併し、社名をKCA　L&E株式会社といたしました。

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、長期化する地政学リスクの高まり、為替相場の変動、エネルギー価格・原材料価格の高止まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。さらに、足元では中東情勢の緊迫化に伴う、資源価格の高騰及び原材料調達等、不透明さが一層増しております。

このような事業環境のもと、中長期成長戦略の２年目に当たる2027年３月期におきましては、肥料事業においては、以下の諸施策を進めることにより、安定的な利益を確保し得る事業構造への転換を加速してまいります。

① 組織管理体制の抜本的な見直しを行い、製販分離体制による運用を開始するとともに、管理部門の合理化を推進
② 生産拠点の再編(対象６工場のうち、５工場の生産を終了)及び生産品目の集約等による低コスト生産体制の確立
③ 当社独自のリモートセンシング及び土壌分析技術を活用した提案型営業モデルの構築を進めるとともに、更なる新たなサービスモデルの確立に向け、農業ソリューション事業の展開を加速

化学品事業においては、以下の諸施策を着実に推進し、高付加価値領域の事業拡大と収益基盤の拡充を進めてまいります。

① 出資先であるインドネシアの販売商社を通じた、東南アジア市場へのスペシャリティ化粧品原料（HALAL認証製品等）の販路拡大
② 環境負荷の低減とリサイクル性向上に貢献するサステナブル素材「合成マイカ」による、欧州市場ならびにインドを中心としたアジア地域への展開を強化拡大
③ 資源の有効活用及び醗酵・抽出等の独自技術を用いた次世代機能性原料の開発と、新たな成長分野への展開
④ 先進的な技術や素材を有するパートナーとの連携強化並びにM&A等の戦略的投資を通じた事業領域の拡大

不動産事業においては、「KCA SHIBUYA bldg.」の本格稼働と、保有資産の最適運用を進め、安定的なキャッシュ・フローの創出を通じて財務基盤の強化を図ってまいります。

【資本政策の基本的な方針】

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、資本効率の向上と財務健全性とのバランスを確保することを資本政策の基本方針といたします。

株主資本当期純利益率（ＲＯＥ）を資本効率向上の重要な指標ととらえ、新規事業分野への投資、付加価値の高い製品の開発、効率的な生産・販売体制の構築を追求し、親会社株主に帰属する当期純利益の増大を図り、株主資本当期純利益率（ＲＯＥ）の向上を図ってまいります。

また、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、安定的かつ継続的に業績に見合った成果の配当を行うことを基本とし、引き続き配当性向50%を目標といたします。

なお、特殊要因がある場合にはこれを考慮して配当金額を決定することがあります。

【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

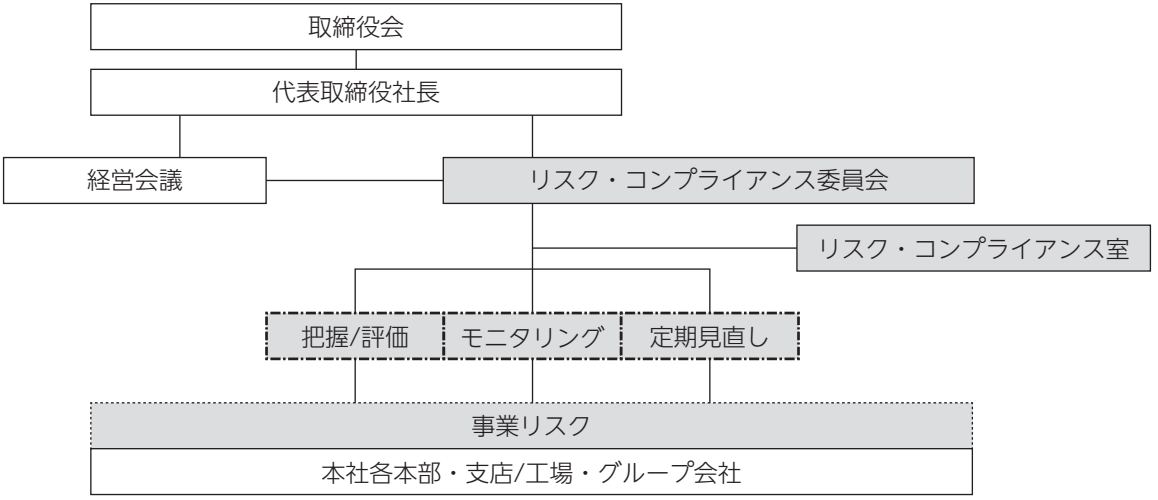
＜ガバナンス＞

当社グループは、サステナビリティ関連を含む事業リスクの管理組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、リスク管理及びコンプライアンスに関する啓蒙強化、不正行為の発生を未然に防止、社内秩序の維持・強化に努めております。

＜リスク管理＞

当社グループは、サステナビリティ関連を含む事業リスクの影響を把握・評価しております。事業活動を行うにあたって、重大な危機の発生を未然に防ぐこと、及び万一重大な危機が発生した場合に事業活動への影響を最小限にとどめることは最重要課題と認識し、モニタリングを行いながら定期的に見直しを図っております。また、検討・対応内容については、必要に応じて経営会議及び取締役会に報告しております。

＜ガバナンス・リスク管理体制の模式図＞



今後とも、当社グループが将来にわたって社会からの信頼を高めるべく、企業の社会的責任を最重要視し、公明正大な事業活動を通して企業価値の向上及び持続的成長、株主利益の拡大を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事業	主要な営業品目
肥料	化成肥料、配合肥料、堆肥入り肥料、農薬入り肥料、ペースト肥料、液体肥料、バイオスティミュラント資材、単体肥料、土づくり肥料、家庭園芸用肥料、微生物資材、育苗培土、養液栽培用肥料　等
化学品	工業用・食添用リン酸、飼料用リン酸カルシウム、硫酸、液化アンモニア、アンモニア水、肥料用リン酸液、化粧品原料、化粧品凍結乾燥品、合成雲母、飼料原料　等
不動産	不動産賃貸　等
その他	分析受託（土壌・堆肥・肥料分析、栽培試験等）、農産物、農業資材、運送業、プラント設計及び施工、海外事業　等

(6) 主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
支店	北海道（旭川市）、東北（塩釜市）、関越（袖ヶ浦市）、名古屋（名古屋市）、関西（姫路市）、九州（大分県日出町）　以上６カ所
事業所	青森（八戸市）、秋田（秋田市）、宮城（塩釜市）、福島（田村市）、茨城（筑西市）、千葉（袖ヶ浦市）、新潟（新潟市）　以上７カ所
営業所	青森（青森市）、甲信（笛吹市）、南近畿（紀の川市）、四国（高知市）　以上４カ所
研究所	筑波総合研究所（土浦市）
分析センター	つくば分析センター（土浦市）
工場	旭川（旭川市）、八戸（八戸市）、宮古（宮古市）、塩釜（塩釜市）、秋田（秋田市）、大越（田村市）、新潟（新潟市）、新潟ファクトリー（新潟市）、化成品センター（新潟市）、つくば（筑西市）、岩瀬（桜川市）、つくばファクトリー（土浦市）、千葉（袖ヶ浦市）、名古屋（名古屋市）、姫路（姫路市）、日出（大分県日出町）　以上16カ所

(注) 1．2025年９月30日付で、静岡営業所は閉鎖いたしました。

2．2025年10月１日付で、新潟飼料センターは化成品センターに集約いたしました。
3．2026年４月１日付で、東北支店及び関越支店を閉鎖し、事業所を各支店へ再編いたしました。
4．2026年９月30日付で、名古屋工場を閉鎖し、販売物流拠点への転用を予定しております。
5．2027年１月31日付で、大越工場を閉鎖し、販売物流拠点への転用を予定しております。
6．2027年３月31日付で、つくば工場を閉鎖し、販売物流拠点への転用を予定しております。

② 重要な子会社

大日本産肥株式会社

本　　社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
工　　場	門司（北九州市）、山川（みやま市）

株式会社カタクラフーズ

本社・工場	北海道稚内市はまなす四丁目９番12号

KCA　L&E株式会社

本　　社	新潟県新潟市北区太郎代1448番地３

株式会社アグリドック

本　　社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地

コープ朝日興産株式会社

本　　社	秋田県秋田市茨島三丁目１番６号

宮古カルサイン株式会社

本社・工場	岩手県宮古市小山田一丁目７番地

（注）1．2025年４月１日付で、コープ商事物流株式会社とコープエンジニアリング株式会社が合併し社名をKCA　L&E株式会社といたしました。
2．2026年９月30日付で、大日本産肥株式会社の門司工場と山川工場を閉鎖し、山川工場は販売物流拠点への転用を予定しております。

(7) 使用人の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
797名	24名減

（注）1．使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。
2．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
612名	2名減	46.6歳	18.7年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
農林中央金庫	5,020百万円
株式会社みずほ銀行	3,130百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,500百万円

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株
② 発行済株式の総数　10,161,686株（自己株式1,145,809株を含む）
③ 株主数　6,699名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
全国農業協同組合連合会	2,122	23.54
丸紅株式会社	2,033	22.55
農林中央金庫	345	3.83
ラサ工業株式会社	275	3.05
大久保敬一	200	2.21
片倉コープアグリ従業員持株会	160	1.77
篠川宏明	160	1.77
共栄火災海上保険株式会社	124	1.37
株式会社みずほ銀行	105	1.16
楽天証券株式会社共有口	82	0.91

(注) 1．持株比率は、自己株式（1,145,809株）を控除して計算しております。
2．当社は、自己株式1,145,809株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
なお、自己株式には、「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式58,200株を含んでおりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
二井英一	代表取締役 取締役社長	
橘田安正	代表取締役 常務執行役員	生産技術本部・筑波総合研究所・ つくば分析センター・東北支店管掌
一條龍男	取締役 常務執行役員	肥料本部長 リスク・コンプライアンス室・海外事業部管掌
杉本真	取締役 執行役員	財経本部長 化学品本部管掌
髙橋正臣	取締役	全国農業協同組合連合会　耕種資材部長
小田孝治	取締役	丸紅株式会社　執行役員食料・アグリ部門長代行
佐野公哉	取締役	片倉工業株式会社　顧問
木村武	取締役	一般社団法人日本土壌肥料学会　常務理事
加藤貴子	取締役	増田法律事務所弁護士
田村洋一	常勤監査役	
山田尚人	常勤監査役	
鈴木富隆	監査役	全国農業協同組合連合会　耕種総合対策部長
河内大輔	監査役	丸紅株式会社　営業経理部副部長
甲賀豊	監査役	

(注) 1．取締役小田孝治、佐野公哉、木村武及び加藤貴子の４氏は、社外取締役であります。
2．監査役鈴木富隆、河内大輔及び甲賀豊の３氏は、社外監査役であります。
3．取締役佐野公哉、木村武及び加藤貴子の３氏並びに監査役甲賀豊氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4．2025年６月24日開催の第110期定時株主総会において、加藤貴子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、山田尚人、鈴木富隆及び河内大輔の３氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

5．当事業年度中に辞任した取締役及び監査役は次の通りであります。

氏　　名	辞任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	辞 任 年 月 日
髙　橋　正　臣	取締役（非常勤） 全国農業協同組合連合会　耕種資材部長	2026年３月31日
寺　井　正　典	常勤監査役	2025年６月24日
福　原　重　幸	社外監査役、丸紅株式会社　食料・アグリグループ管理部副部長	2025年６月24日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、その職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社（又は子会社）に属する取締役、監査役及び管理職従業員であります。なお、当該契約の保険料については、当社が負担をしておりますが、そのうち、株主代表訴訟担保特約保険料（保険料全体の8.7％）については、常勤の取締役及び監査役が負担をしております。また、翌事業年度（第112期）以降は、上場会社における一般的な取扱いを踏まえ、当該特約に係る保険料についても当社が全額を負担する予定であります。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

a．当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区　　分	員　数（人）	報酬等の種類別の総額（百万円）				報酬等の総額（百万円）
		金　銭　報　酬		株　式　報　酬		
		固定報酬	業績連動報酬	株式給付信託（BBT）		
				在任給付時	退任給付時	
取　締　役 （うち社外取締役）	9 （5）	95 （9）	－ （－）	5 （－）	－ （－）	101 （9）
監　査　役 （うち社外監査役）	6 （3）	35 （2）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	35 （2）
合　　計 （うち社外役員）	15 （8）	131 （12）	－ （－）	5 （－）	－ （－）	136 （12）

（注）1．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役使用人分給与は含まれておりません。

2．株式給付信託（BBT）の額は、当期において付与された又は付与が見込まれた株式交付ポイント数に基づき、日本基準により当期に費用計上した額です。

3．取締役及び執行役員（社外取締役を除く）に対しては、第102期定時株主総会（2017年６月28日開催）において決議された株式報酬制度（「株式給付信託（BBT）」）を導入しております。
第102期定時株主総会終了後の取締役（社外取締役を除く）の員数は、８名であります。

4．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第100期定時株主総会において月額16百万円以内（ただし、使用人給付は含まない。）と決議いただいております。第100期定時株主総会終了後の取締役の員数は７名（そのうち社外取締役２名）であります。

5．監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第100期定時株主総会において月額５百万円以内と決議いただいております。第100期定時株主総会終了後の監査役の員数は４名であります。

6．上記報酬額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

7．６の役員退職慰労引当金には、株式報酬制度により計上した当事業年度における役員株式給付費用（５百万円）が含まれております。

8．当事業年度末現在の人員は、取締役9名（うち社外取締役4名）、監査役5名（うち社外監査役3名）であります。上記の員数と相違しているのは、取締役については、上記には2025年6月24日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでいるため、監査役については、上記には2025年6月24日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち、社外監査役1名）を含んでおり、また、無報酬の非常勤取締役1名及び社外監査役1名は含めておりません。

b．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項として、下記の内容を取締役会で決定しております。

当社の取締役の報酬等は、2015年６月26日開催の第100期定時株主総会の決議により月額報酬限度額を16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない、定時株主総会終了後の取締役の員数は７名である。）とする。また、取締役（社外取締役を除く）には、原則として、退任時に、退任慰労金を支給することとし、その決定について株主総会に諮ることとする。当社の取締役の報酬の決定に当たり、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会にて、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、近年の役位別報酬金額の実績及び企業業績を参考に、取締役の報酬を審議することとする。同委員会の勧告・提言を基に取締役会において取締役の報酬を決定する。

なお、取締役（社外取締役は除く）には、2017年６月28日開催の第102期定時株主総会における決議により、上記のいずれの枠とは別に、株式報酬を支給することとし、年内の株式報酬の限度額は35百万円である。また、総会終了後の取締役の員数は12名（うち社外取締役４名）である。これに伴い役員退職慰労金制度を変更し、取締役に給付されることとなる株式報酬の経済価値を勘案のうえ、取締役退任時に支給する退任慰労金の金額を減額した。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退任時の退任慰労金とする。基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、かつ退任慰労金については、役員退任慰労金規程の定めに従い計算し、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社では、取締役への業績連動報酬等は、採用していない。

非金銭報酬等については、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、2017年６月28日開催の第102期定時株主総会における承認可決により、2017年８月18日より中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））（以下、「本制度」という）を導入、本制度により、取締役には、固定報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と見込み等を総合的に考慮して決定したポイントを付与し、退任時、それまで付与された確定ポイントに応じた数の当社株式の給付を受けるものとする。年内のポイント数の上限額は、17,500ポイントである。

なお、本制度による株式報酬は、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できないものとする。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等については、固定報酬及び退任慰労金の金銭報酬と、非金銭報酬等からなり、このうち社外取締役への報酬等については固定報酬のみとする。退任慰労金については、役員退任慰労金規程に計算式を定め、退任慰労金の一部として構成し、職位と勤務年限によって計算される基本退任慰労金については、その３分の２相当額を金銭にて、残りを非金銭報酬として株式給付することとする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会にて、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、近年の役位別報酬金額の実績及び企業業績を参考に、取締役の報酬を審議し、指名・報酬委員会の勧告・提言を基に、取締役会が決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・取締役小田孝治氏は、丸紅株式会社の執行役員食料・アグリ部門部門長代行を兼職しております。当社は同社の関連会社であり、かつ同社とは定常的な取引があります。

・取締役佐野公哉氏は、片倉工業株式会社の顧問を兼職しております。同社は当社と資本関係がありますが、同社の出資比率は１％未満であり、経営に影響を与えるものではありません。

・取締役木村武氏は、一般社団法人日本土壌肥料学会の常務理事を兼職しております。当社は同会の賛助会員でありますが、経営に影響を与えるものではありません。

・取締役加藤貴子氏は、増田法律事務所弁護士を兼職しておりますが、同所は当社と特別の関係はありません。

・監査役鈴木富隆氏は、全国農業協同組合連合会の耕種総合対策部長を兼職しております。当社は同会の関連会社であり、かつ同会とは定常的な取引があります。

・監査役河内大輔氏は、丸紅株式会社の営業経理部副部長を兼職しております。当社は同社の関連会社であり、かつ同社とは定常的な取引があります。

・監査役甲賀豊氏は兼職先がありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	出席状況及び発言状況
小田孝治	取締役	取締役会12回開催のうち12回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。当社経営に資するところが大きく、農業化学品部門の豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言をいただいております。
佐野公哉	取締役	取締役会12回開催のうち12回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。大会社の経営者の経験を活かし外部からの経営に対する監督機能など当社経営に多面的に助言をいただいております。
木村　武	取締役	取締役会12回開催のうち12回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。土壌肥料事業に深くかかわり、豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言をいただいております。
加藤貴子	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な助言をいただいております。
鈴木富隆	監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、また監査役会10回開催のうち10回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地等から発言を行っております。
河内大輔	監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、また監査役会10回開催のうち10回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地等から発言を行っております。
甲賀　豊	監査役	取締役会12回のうち12回に、また監査役会13回開催のうち13回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地等から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　海南監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断される時、その他その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを請求いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団(以下当社グループという)の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業理念を果たすため、リスク・コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、研修等を通じ取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの徹底を図ります。さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

ロ. 当社は、業務実施部署から独立した社長直轄の組織として監査室を設け、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、本社・各支店・工場、グループ会社の内部監査を行っております。監査は事業所毎・グループ会社毎に年1回以上実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、取締役会規程、文書管理規程等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧、謄写できるものとしております。

③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、コンプライアンス、情報システム、安全・環境、災害、品質、信用等に係るリスクについては、各部署の長をリスク管理責任者として、当該部署におけるリスク管理を適切に行います。また、リスク管理責任者は、リスク発生が差し迫っていると認知した場合及び具体的リスクが発生した場合は、所管本部長及びリスク・コンプライアンス委員会に報告するとともに、損失の回避、極小化のための措置を講じることにしております。

ロ. 子会社に関するリスクについては、当社の取締役、監査役及び使用人を子会社の役員として派遣させることにより、取締役会等の会議への出席を通じて情報の収集・管理を行います。

④　当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.　当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役への業務委嘱、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等においてそれぞれの権限及び責任を明確化し、適正かつ効率的に職務執行される体制の構築に努めます。また、取締役会において執行役員の選任と業務委嘱を決定し、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図ります。

ロ.　当社は、取締役で構成する取締役会を原則として毎月１回開催し、法令及び定款、取締役会規程に定められた事項、その他経営に関する最高方針及び全社的重要事項の審議、決定を行います。また、取締役の業務執行の状況を監督するとともに取締役から月次の業績等、職務執行の状況の報告を受けるものとします。

ハ.　当社は、常勤取締役及び常勤監査役、必要に応じて陪席する執行役員で構成する経営会議を原則として毎月２回開催し、経営に関わる基本方針及び全社的重要事項の審議、決定を行います。

ニ.　当社は、予算管理規程等に基づき中期事業計画並びに単年度予算を策定し、経営方針を明確な計数目標として明示することにより、経営効率の向上を図ります。また、執行役員制度の導入により、取締役会の監督機能強化と意思決定の迅速化を行い、効率的な経営と競争力の向上を図ります。

ホ.　子会社においては、子会社の取締役会等にて経営効率の最適化を図るとともに全体会議、予算ヒアリング等を通じて、連携を図っております。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ.　当社は、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ会社全体のコンプランス体制を構築し、グループ会社における業務の適正を確保しております。

ロ.　経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、管理担当部門は、各関連部署と連携し、担当するグループ会社の経営状況及び経営計数の把握に努め、適宜経営指導を行う等の管轄管理を行うほか、必要に応じ当社の取締役、監査役及び使用人をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行っております。

ハ.　グループ会社においては「関係会社管理規程」に従い、連結子会社は、毎月１回決算・経営状況等を当社に報告し、非連結子会社は３ヶ月毎に決算・経営状況等を当社に報告する体制をとっております。また、監査役は、関係会社監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、「監査役室」を置き、常勤監査役の事前の同意を得たうえで必要な人員の配置を行っております。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社においては、当該使用人の業務は、監査役の指示事項を優先させるものとし、人事異動、人事考課に関しては、常勤監査役の事前の同意を得るものとする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮しております。

⑧　当社並びに子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ.　当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

ロ.　当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるとき、又は法令及び定款に違反するおそれがあるときは、取締役及び使用人が、監査役に報告を行い、子会社においては、子会社の取締役、監査役及び使用人は、管理担当部門への報告と合わせて監査役に報告を行います。

ハ.　当社は、報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して周知徹底します。

ニ.　監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて説明を求めます。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.　当社は、監査役が監査役監査基準に準拠し監査の円滑なる運営を図るため、適切な対応を行います。

ロ.　監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

⑩　監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第３８８条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制の整備

イ.　当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応することを当社グループの行動基準(グループ・コンプライアンス・マニュアル)に定め、全役職員に周知徹底しております。

ロ.　反社会的勢力に対しては総務部を対応部署とし、警察当局、顧問弁護士など外部の専門機関との連携を緊密にし、各種研修活動への参加を通じて情報収集を行い、不当要求に対し、適切に対処できる体制の整備、運用を図ります。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① 当社グループにおけるコンプライアンス体制

当社は、2026年４月に「グループ・コンプライアンス・マニュアル」を改定し、当社グループ会社の全ての役職員に対し、法令遵守事項、問題発生時の対応、内部通報制度、情報管理、反社会的勢力の排除等の周知を図っております。また、内部通報制度により、相談・通報体制を設けており、当社グループ各社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めているほか、コンプライアンスカードを役員及び従業員全員へ配布するなど、コンプライアンス啓蒙活動を行っております。

② 当社グループにおける業務の適正性

当社の内部監査部門である監査室は、内部監査計画に基づき本社・各支店、工場・グループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

③ 取締役の職務の執行

当事業年度においては、取締役会を12回開催し、法令及び当社定款に定められた事項、その他経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議し議決しております。なお、取締役会の開催のほかに、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす、みなし決議を１回行っております。

④ 監査役の職務の執行

当事業年度においては、監査役会を13回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査結果を報告しております。

また、監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

その他、業務の適正を確保するための体制の運用状況全般について、関係部によるレビューを行い、適正であることを確認しております。

（備考）本事業報告に記載の金額及び株式数は、別段の記載がある場合を除き、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**26,135**	**流動負債**	**18,821**
現金及び預金	2,655	支払手形及び買掛金	6,319
受取手形及び売掛金	7,944	短期借入金	9,000
商品及び製品	8,738	1年内返済予定の長期借入金	360
仕掛品	562	リース債務	130
原材料及び貯蔵品	5,651	未払法人税等	120
その他	585	賞与引当金	444
貸倒引当金	△2	構造改革引当金	368
固定資産	**22,803**	その他	2,077
有形固定資産	18,962	**固定負債**	**7,150**
建物及び構築物	7,982	長期借入金	4,560
機械装置及び運搬具	2,317	リース債務	283
土地	7,356	役員退職慰労引当金	209
リース資産	369	退職給付に係る負債	452
建設仮勘定	729	資産除去債務	285
その他	207	構造改革引当金	997
無形固定資産	1,077	その他	362
投資その他の資産	2,763	**負債合計**	**25,971**
投資有価証券	1,421	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	1,008	**株主資本**	**21,614**
その他	351	資本金	4,214
貸倒引当金	△17	資本剰余金	9,902
		利益剰余金	8,902
		自己株式	△1,404
		その他の包括利益累計額	**1,302**
		その他有価証券評価差額金	527
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	774
		非支配株主持分	**50**
		純資産合計	**22,966**
資産合計	**48,938**	**負債純資産合計**	**48,938**

連結損益計算書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**42,651**
売上原価		36,147
売上総利益		**6,504**
販売費及び一般管理費		5,999
営業利益		**504**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	29	
持分法による投資利益	29	
受取保険金	56	
補助金収入	53	
その他	95	265
営業外費用		
支払利息	166	
災害による損失	48	
操業休止等経費	147	
その他	36	399
経常利益		**371**
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	108	
減損損失	4	
構造改革費用	1,980	
その他	0	2,094
税金等調整前当期純損失		**1,719**
法人税、住民税及び事業税	102	
法人税等調整額	△595	△493
当期純損失		**1,226**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純損失		**1,227**

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,214	9,906	10,309	△1,407	23,022
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△179		△179
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,227		△1,227
自己株式の取得				△18	△18
自己株式の処分		△3		21	17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△3	△1,407	2	△1,408
当期末残高	4,214	9,902	8,902	△1,404	21,614

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	328	－	463	792	49	23,865
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△179
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,227
自己株式の取得						△18
自己株式の処分						17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	198	0	310	509	0	509
連結会計年度中の変動額合計	198	0	310	509	0	△898
当期末残高	527	0	774	1,302	50	22,966

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**24,670**	**流動負債**	**17,995**
現金及び預金	1,999	買掛金	5,855
受取手形	7	短期借入金	9,000
売掛金	7,455	1年内返済予定の長期借入金	360
商品及び製品	8,330	リース債務	77
仕掛品	555	未払金	1,131
原材料及び貯蔵品	5,038	未払費用	137
前渡金	2	未払法人税等	69
前払費用	176	前受金	24
その他	1,108	預り金	195
貸倒引当金	△2	賞与引当金	347
固定資産	**22,600**	構造改革引当金	317
有形固定資産	18,141	その他	478
建物	6,646	**固定負債**	**7,835**
構築物	1,181	長期借入金	4,560
機械及び装置	2,222	リース債務	189
車両運搬具	6	役員退職慰労引当金	207
工具、器具及び備品	184	退職給付引当金	1,400
土地	6,928	資産除去債務	280
リース資産	241	長期預り保証金	113
建設仮勘定	729	長期預り敷金	249
無形固定資産	1,077	構造改革引当金	835
投資その他の資産	3,382	**負債合計**	**25,831**
投資有価証券	1,153	**(純資産の部)**	
関係会社株式	883	**株主資本**	**20,912**
出資金	2	**資本金**	**4,214**
長期前払費用	129	**資本剰余金**	**9,902**
繰延税金資産	1,021	資本準備金	3,737
その他	209	その他資本剰余金	6,165
貸倒引当金	△17	**利益剰余金**	**8,200**
		利益準備金	290
		その他利益剰余金	7,909
		圧縮記帳積立金	163
		別途積立金	5,163
		繰越利益剰余金	2,583
		自己株式	**△1,404**
		評価・換算差額等	**527**
		その他有価証券評価差額金	527
		純資産合計	**21,439**
資産合計	**47,271**	**負債純資産合計**	**47,271**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**39,233**
売上原価		33,286
売上総利益		**5,947**
販売費及び一般管理費		5,628
営業利益		**318**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	78	
受取保険金	54	
補助金収入	53	
その他	116	311
営業外費用		
支払利息	165	
災害による損失	74	
操業休止等経費	147	
その他	32	419
経常利益		**210**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損	142	
構造改革費用	1,722	1,865
税引前当期純損失		**1,653**
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	△501	△473
当期純損失		**1,180**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,214	3,737	6,168	9,906	290	170	5,163	3,935	9,560
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△7		7	－
剰余金の配当								△179	△179
当期純損失								△1,180	△1,180
自己株式の取得									
自己株式の処分			△3	△3					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	△3	△3	－	△7	－	△1,352	△1,360
当期末残高	4,214	3,737	6,165	9,902	290	163	5,163	2,583	8,200

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,407	22,273	328	328	22,602
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△179			△179
当期純損失		△1,180			△1,180
自己株式の取得	△18	△18			△18
自己株式の処分	21	17			17
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			198	198	198
事業年度中の変動額合計	2	△1,361	198	198	△1,162
当期末残高	△1,404	20,912	527	527	21,439

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月29日

片倉コープアグリ株式会社
　取締役会　御中

海　南　監　査　法　人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　溝　口　俊　一
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米　川　　博

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、片倉コープアグリ株式会社の2025年４月1日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉コープアグリ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月29日

片倉コープアグリ株式会社
　取締役会　御中

海　南　監　査　法　人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　溝　口　俊　一
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米　川　　博

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、片倉コープアグリ株式会社の2025年４月1日から2026年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月2日

片倉コープアグリ株式会社　監査役会

常勤監査役　田村洋一　㊞

常勤監査役　山田尚人　㊞

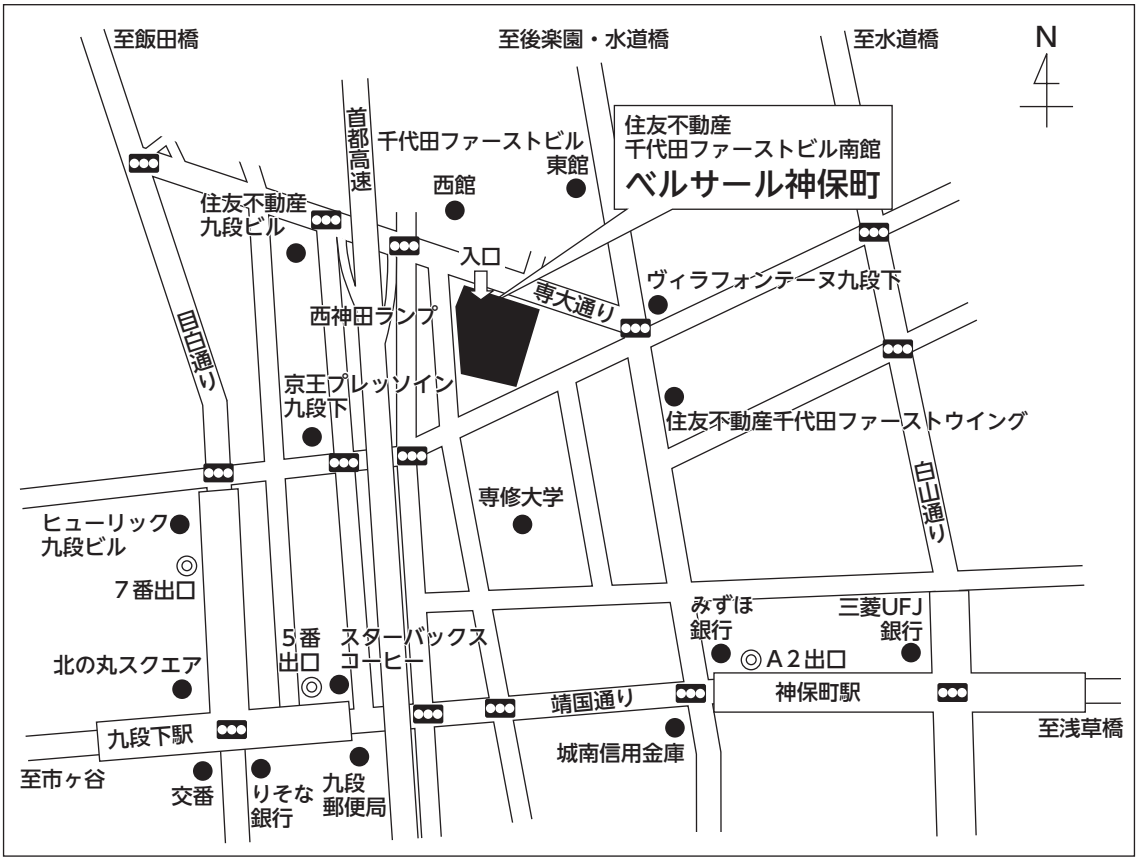
社外監査役　鈴木富隆　㊞

社外監査役　河内大輔　㊞

社外監査役　甲賀豊　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図



●会　　場

東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町　２階会議室（専用エレベーターをご利用ください）
電話　０３－３２６３－９６２１

※　近隣の系列ビルとお間違えのないようご注意願います。

●会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。

●最寄り駅

◎九段下駅　東京メトロ東西線　７番出口より徒歩３分
　　東京メトロ半蔵門線／都営新宿線　５番出口より徒歩４分
◎神保町駅　東京メトロ半蔵門線／都営新宿線・三田線　Ａ２出口より徒歩５分